

○ 佐賀市建築計画概要書等の閲覧及び交付に関する規則

平成17年10月1日

規則第168号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項各号に掲げる書類（以下「概要書等」という。）の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

(概要書等閲覧所の設置場所)

第2条 概要書等閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、佐賀市建設部建築指導課内に置く。

(概要書等の閲覧時間)

第3条 閲覧所における概要書等の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(概要書等を閲覧に供しない日)

第4条 概要書等を閲覧に供しない日（以下「休日等」という。）は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(臨時休日等)

第5条 市長は、概要書等を整理する場合その他必要があると認めるときは、第3条の閲覧時間を伸縮し、閲覧を停止し、又は前条の休日等のほか、臨時に休日等を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続)

第6条 概要書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧申請者」という。）は、概要書等閲覧申請書兼交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 閲覧申請者は、前項の規定による申請書を提出するときは、閲覧の対象となる建築物、建築設備、工作物又は指定道路（以下「建築物等」という。）の位置を特定しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(閲覧所以外の場所における閲覧の禁止)

第7条 概要書等を閲覧する者は、閲覧所以外の場所でこれを閲覧してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第8条 市長は、次に該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- (1) 前条の規定に違反した者

- (2) 概要書等を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 概要書等の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 閲覧所の係員の指示に従わない者

(閲覧後の義務)

第9条 概要書等の閲覧が終わった者は、閲覧した概要書等について閲覧所の係員の査閲を受けなければならない。

(交付の手続)

第10条 市長は、概要書等の写しの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が概要書等の写しの交付を申請したときは、当該概要書等の写しを交付することができる。

- 2 交付申請者は、概要書等の写しの交付を受けようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 交付申請者は、前項の規定による申請書を提出するときは、建築物等の位置を特定しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月30日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐賀市建築計画概要書等の閲覧及び交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に基づく閲覧及び交付について適用し、同日前の申請に基づく閲覧及び交付については、なお従前の例による。